

岡事指第 1574 号
令和 7 年 2 月 10 日

介護保険施設・事業所管理者 様

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課長

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の受理通知の廃止について(通知)

平素から、介護保険行政の推進につきまして、ご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、従来、本市では、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（以下、「体制届」という。）が提出された際は、受理通知書を送付していましたが、「電子申請届出システム」の運用を開始したことに伴い、下記のとおり、受理通知を廃止することとします。

記

1 受理通知書を廃止する届出書類

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

2 変更時期

令和 7 年 4 月 1 日適用開始の体制届から

3 届出書の受付記録

「電子申請届出システム」にて申請・届出をした場合は、提出完了時及び届出受理時に登録したアドレスに自動メールでお知らせします。

なお、紙による届出書の受付記録を希望する場合は、提出された届出書に受付印を押印しますので、以下の書類を窓口にご持参又は郵送ください。

- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の控え
- ・ 返信用封筒

※返信先のあて名を記入し必要額の切手を貼付してください。持参にて受付を行う場合は不要です。

また、体制届の控えに押印される受付印は、届出書が当市受付窓口に着した日付を示すものであり、体制届出書の受理及び手続の完了を意味するものではありません。体制届の控えの返送後も、提出書類の補正、差し替えや再提出を求める場合があります。

4 留意事項

- ・ご提出の際には、届出書の記載事項に不備がないこと、必要な書類が添付されていることを必ずご確認ください。
- ・受理後、届出書類はお返ししませんので、各自で必ず写しを保管してください。

【お問い合わせ先】 〒700-0913 岡山市北区大供三丁目 1-18 K S B 会館 4 F
岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課
訪問居宅事業者係 TEL：086-212-1012
通所事業者係 TEL：086-212-1013
施設係 TEL：086-212-1014